2025 年 5 月 9 日

神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目 4 番 1 号
NISSO ホールディングス株式会社
代表取締役社長執行役員兼 CEO　清水　竜一

愛知県名古屋市中区新栄一丁目 7 番 7 号
Man to Man ホールディングス株式会社
代表取締役　田中　正次

株式交換に関する事前開示事項

NISSO ホールディングス株式会社（以下「NISSO ホールディングス」といいます。）及び Man to Man ホールディングス株式会社（以下「Man to Man ホールディングス」といいます。）は、2025 年 4 月 17 日付で、NISSO ホールディングスを株式交換完全親会社、Man to Man ホールディングスを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結し、当該契約に基づき株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換について、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づき、以下のとおり開示いたします。

なお、本株式交換は、NISSO ホールディングスにおいて会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 株式交換契約の内容
   別紙 1 のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項
   （会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項）
   ①　本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項本株式交換に係る割当ての内容

	NISSO ホールディングス（株式交換完全親会社）	Man to Man ホールディングス（株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比	1	1,669

率（以下「本株式交換比率」といいます。）		
本株式交換により交付する株式数	株式交換完全親会社の普通株式：909,711 株	

（注 1）本株式交換比率

NISSO ホールディングスは、Man to Man ホールディングスの普通株式 1 株に対して、NISSO ホールディングスの普通株式 1,669 株を割当交付いたします。

（注 2）本株式交換により交付する株式数

NISSO ホールディングスは、本株式交換に際して、NISSO ホールディングスの普通株式 909,711 株を割当交付する予定です。NISSO ホールディングスが交付する株式については、NISSO ホールディングスが保有する自己株式 909,711 株（2024 年 12 月 31 日現在の保有自己株数：1,030,259 株）を割り当てる予定であり、NISSO ホールディングスが新たに株式を発行することは予定していません。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

NISSO ホールディングスは、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、NISSO ホールディングス及び Man to Man ホールディングスから独立した第三者算定機関として内村公認会計士事務所を選定し、両社の株式価値及び株式交換比率の算定を依頼しました。

内村公認会計士事務所から提出を受けた株式価値及び株式交換比率の算定結果並びに NISSO ホールディングスが Man to Man ホールディングスに対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、Man to Man ホールディングスの財務状況や将来の見通し等を総合的に勘案し、当事者間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率が妥当であると判断いたしました。

③ 算定に関する事項

i）算定機関の名称並びに NISSO ホールディングス及び Man to Man ホールディングスとの関係

内村公認会計士事務所は、NISSO ホールディングス及び Man to Man ホールディングスから独立した算定機関であり、NISSO ホールディングス及び Man to Man ホールディングスの関連当事者には該当せず、両社との間で重要な利害関係を有しません。

ii）算定の概要

内村公認会計士事務所は、NISSO ホールディングスの株式については、同社が東

京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法により算定いたしました。具体的には、2025 年 4 月 16 日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日を含む直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の終値単純平均値を算定の基礎として算定を行いました。

その結果、市場株価法に基づき算定された NISSO ホールディングスの株式の 1 株当たり株式価値の評価レンジは以下のとおりであります。

算定方式	算定結果
市場株価法	659 円～771 円

一方、Man to Man ホールディングスの株式については、同社が非上場会社であり、市場株価が存在しないことから、市場株価法は採用できないものの、将来の事業活動の状況を株式価値の評価に反映するためディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して算定を行いました。DCF 法においては、Man to Man ホールディングスの財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことで株式価値を算定しています。

その結果、DCF 法に基づき算定された Man to Man ホールディングスの株式の 1 株当たり株式価値の評価レンジは以下のとおりであります。

算定方式	算定結果
DCF 法	932,622 円～1,391,962 円

内村公認会計士事務所は、本株式交換比率の算定に際し、NISSO ホールディングス及び Man to Man ホールディングスから提供を受けた情報及び一般に公開されている情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

また、内村公認会計士事務所が DCF 法に基づく算定の基礎として採用した Man to Man ホールディングスの財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、NISSO ホールディングスグループとの連携により取り扱う求人バリエーションの拡張等による採用人数の増加や定着率向上、NISSO ホールディングスグループの強みである人材育成のノウハウを活用することにより製造系職種を中心としたスキルの高いエンジニア人材の増加が見込まれることに加え、両社が保有する大手自動車メーカーや半導体デバイスメーカーを中心とした顧客基盤への営業施策の強化、IT・ソフトウェア領域における顧客拡大や単価アップ等による売上増加を見込んでおります。また、両社の人的リソースやシステム運用等の効率化によるオペレーションコストの低減も見込んでおります。その結果、営業利益について、2025 年 6 月期は採用コストの高騰等による影響や、新たな事業開拓等を目的とする人員投資による人件費増により前年度から 113 百万円の減益となるもの

の、2026年6月期は前年度から322百万円の増益、2027年6月期は前年度から72百万円の増益、2028年6月期は前年度から80百万円の増益となると見込んでおります。

なお、Man to Manホールディングスの財務予測については、NISSOホールディングス及びMan to Manホールディングスの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

④　交換対価としてNISSOホールディングスの株式を選択した理由

NISSOホールディングス及びMan to Manホールディングスは、本株式交換の交換対価であるNISSOホールディングスの普通株式が東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換後においても、取引機会が確保されていることから、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となるNISSOホールディングスの普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

⑤　株式交換完全子会社の株主の利益を害さないように留意した事項

NISSOホールディングスは、2025年5月30日付で、田中正次氏との間の2025年4月17日付株式譲渡契約に従い、Man to Manホールディングスの発行済株式2,000株のうち、1,455株（議決権所有割合：73%）を取得する予定です。

NISSOホールディングスは、NISSOホールディングス及びMan to Manホールディングスから独立した第三者である内村公認会計士事務所にNISSOホールディングス及びMan to Manホールディングスの株式価値及び株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果に基づき、それぞれの取締役会にて株式交換比率について協議し、本株式交換を行うことを決議しました。

また、NISSOホールディングス及びMan to Manホールディングスは、Man to Manホールディングスの株主に対し、事前に本株式交換について説明し、その承諾を得ております。

(1) 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する定めの相当性に関する事項

本株式交換に際し増加するNISSOホールディングスの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、NISSOホールディングスが別途適当に定める金額とします。かかる取り扱いは、法令並びにNISSOホールディングス及びMan to Manホールディングスの資本政策に鑑み、相当であると判断しております。

3. 新株予約権の定めの相当性に関する事項

（会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項を含む。）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社に関する事項

(1) 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

Man to Man ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容は別紙 2 のとおりです。

(2) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社に関する事項

(1) 株式交換完全親会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

NISSO ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容は別紙 3 のとおりです。

(2) 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項

本株式交換につき、会社法第 789 条第 1 項又は会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

7. 本株式交換の効力発生日までに上記各事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

上記各事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を開示いたします。

以上

別紙 1　株式交換契約

（添付のとおり）

株式交換契約書

NISSO ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び Man to Man ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、甲及び乙の株式交換に際し、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲　：株式交換完全親会社
　商号：NISSOホールディングス株式会社
　住所：神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目4番1号

(2) 乙　：株式交換完全子会社
　商号：Man to Manホールディングス株式会社
　住所：愛知県名古屋市中区新栄一丁目7番7号

第 3 条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生時点の直前の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、乙の株式に代わる金銭等として、その保有する乙の株式数の合計数に 659 分の 1,100,000 を乗じて得た数の甲の株式を交付する。
2. 前項の対価の割当てについては、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式数に 659 分の 1,100,000 を乗じて得た数の甲の株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に 1 株に満たない端数がある場合、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に基づき処理するものとする。

第 4 条（資本金及び準備金の額）

本株式交換に際し増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

第 5 条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2025 年 6 月 1 日とする。但し、本株式交換の手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第 6 条（株主総会の承認決議）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認を得ずに、本株式交換を行うものとする。
2. 乙は、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、株主総会の決議（同法第 319 条第 1 項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）によって、本契約の承認を得るものとする。

第 7 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結日から本株式交換の効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって、業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすおそれのある事項については、あらかじめ甲乙協議のうえ実行するものとする。

第 8 条（本契約の変更及び解除）

本契約の締結日から本株式交換の効力発生日までの間、天災その他の事由により、甲又は乙の財政状態又は経営成績に重大な変動を生じたときは、甲及び乙は協議し、書面による合意のうえ本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条（契約の効力）

本株式交換は、以下の各号に定める事項が全て充足されていることを条件として、その効力を生じるものとする。

(1) 本株式交換の効力発生日の前日までに、乙の株主総会の決議により本契約の承認が得られたこと

(2) 本株式交換の効力発生日の前日までに、甲及び田中正次（以下「丙」という。）の間で締結する2025年4月17日付株式譲渡契約に基づく株式譲渡が実行され、甲が丙から乙の普通株式1455株を適法かつ有効に取得したこと

第 10 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関して必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙互いに誠意をもって協議のうえ決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2025 年 4 月 17 日

甲：　神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目 4 番 1 号
NISSO ホールディングス株式会社
代表取締役社長執行役員兼 CEO　清水　竜一

乙：　愛知県名古屋市中区新栄一丁目 7 番 7 号
Man to Man ホールディングス株式会社
代表取締役　田中　正次

別紙２　株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等

（添付のとおり）

貸借対照表

Man to Man ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ 株式会社

令和 6年 6月30日 現在　　単位：円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【 779,537,454】	【流動負債】	【 553,540,385】
現金及び預金	298,502,839	1年以内返済長期借入金	96,000,000
前払費用	3,359,473	未払金	15,846,321
未収入金	27,199,023	未払法人税等	182,500
短期貸付金	450,476,119	預り金	379,758
【固定資産】	【 1,744,910,220】	仮受金	441,243,996
(有形固定資産)	(111,626,348)	預り保険料	△112,190
建物	47,994,390	【固定負債】	【 1,687,501,059】
建物附属設備	4,052,812	長期借入金	1,687,501,059
構築物	2,788,555	負債合計	2,241,041,444
車両運搬具	1		
工具器具備品	33,398,036		
土地	23,392,554	純資産の部	
(無形固定資産)	(11,623,211)	【株主資本】	【 283,406,230】
ソフトウエア	1,663,997	資本金	50,000,000
電話加入権	9,959,214	(資本剰余金)	(50,000,000)
(投資その他の資産)	(1,621,660,661)	資本準備金	50,000,000
投資有価証券	36,809,746	(利益剰余金)	(183,406,230)
出資金	200	利益準備金	100,000
差入保証金	25,576,770	その他利益剰余金	183,306,230
長期前払費用	30,989,544	別途積立金	3,000,000
保険積立金	385,394,825	繰越利益剰余金	180,306,230
会員権	52,839,140		
子会社株式	1,079,826,240		
預け金	10,224,196	純資産合計	283,406,230
資産合計	2,524,447,674	負債・純資産合計	2,524,447,674

損益計算書

Man to Man ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ 株式会社

自 令和 5年 7月 1日

至 令和 6年 6月30日

単位：円

科目	金額	
【売上高】		
業務受託収入	34,560,000	
家賃収入	27,234,435	61,794,435
売上総利益金額		61,794,435
【販売費及び一般管理費】		144,161,732
営業損失金額		△82,367,297
【営業外収益】		
受取利息	8,604,052	
受取配当金	309,795,556	
有価証券売却益	320	
雑収入	32,529,940	350,929,868
【営業外費用】		
支払利息	36,901,006	
雑損失	195,000	37,096,006
経常利益金額		231,466,565
税引前当期純利益金額		231,466,565
法人税、住民税及び事業税		△26,136,395
当期純利益金額		257,602,960

販売費及び一般管理費

Man to Man ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ 株式会社

自 令和 5年 7月 1日

至 令和 6年 6月30日

単位：円

科目	金額	
給与手当	39,254,300	
賞与	4,700,000	
退職積金	3,840,000	
法定福利費	4,852,348	
福利厚生費	86,090	
旅費交通費	573,575	
通信費	450,665	
交際費	680,897	
減価償却費	5,051,030	
地代家賃	31,311,104	
保険料	3,822,725	
修繕費	381,600	
水道光熱費	2,181,060	
燃料費	445,597	
消耗品費	51,208	
租税公課	1,464,622	
リース料	2,287,578	
支払手数料	1,471,458	
諸会費	1,479,491	
業務委託費	2,911,040	
支払報酬	2,168,764	
出張旅費	32,182	
広告宣伝費	652,000	
衛生管理費	1,889,628	
システム利用料	22,723,803	
雑費	9,398,967	
合計		144,161,732

株主資本等変動計算書

Man to Man ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ 株式会社

自 令和 5年 7月 1日

至 令和 6年 6月30日　　単位：円

株主資本			
資本金	当期首残高及び当期末残高		50,000,000
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高及び当期末残高		50,000,000
資本剰余金合計	**当期首残高及び当期末残高**		**50,000,000**
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高及び当期末残高		100,000
その他利益剰余金			
別途積立金	当期首残高及び当期末残高		3,000,000
繰越利益剰余金	当期首残高		△77,296,730
	当期変動額	当期純利益	257,602,960
	当期末残高		**180,306,230**
利益剰余金合計	当期首残高		△74,196,730
	当期変動額		257,602,960
	当期末残高		**183,406,230**
株主資本合計	当期首残高		25,803,270
	当期変動額		257,602,960
	当期末残高		**283,406,230**
純資産合計	当期首残高		25,803,270
	当期変動額		257,602,960
	当期末残高		**283,406,230**

個別注記表

Man to Man ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ 株式会社

自 令和 5年 7月 1日

至 令和 6年 6月30日

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産　定率法（ただし、平成１０年４月１日以降に取得した建物、平成２８年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

(2) 無形固定資産　定額法を採用しています。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

貸借対照表等に関する注記

減価償却累計額の金額

有形固定資産の減価償却累計額	125,995,124円

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済み株式の数

前期末株式数（発行済普通株式）	2,000株
当期増加株式数（発行済普通株式）	
当期減少株式数（発行済普通株式）	
当期末株式数（発行済普通株式）	2,000株
前期末株式数（発行済優先株式）	
当期増加株式数（発行済優先株式）	
当期減少株式数（発行済優先株式）	
当期末株式数（発行済優先株式）	

事 業 報 告 書

（第３３期）

自 ２０２３年 7月　1日

至 ２０２４年 6月３０日

Ｍａｎ ｔｏ Ｍａｎホールディングス株式会社

１．株式会社の状況に関する重要な事項

（１） 当社の概要

当社の概要は以下のとおりになります。

商号	Ｍａｎ　ｔｏ　Ｍａｎホールディングス株式会社
本店所在地	愛知県名古屋市中区新栄一丁目７番７号
設立年月日	1991 年 7 月 12 日
資本金	50 百万円（2024 年 6 月 30 日現在）
発行済株式総数	2,000 株（2024 年 6 月 30 日現在）
代表者	代表取締役　田中　正次
主要な事業内容	・Ｍａｎ　ｔｏ　Ｍａｎグループ（注）全体の経営戦略の策定 ・Ｍａｎ　ｔｏ　Ｍａｎグループ事業会社の経営管理 ・Ｍａｎ　ｔｏ　Ｍａｎグループ全体の広報　など

（注）Ｍａｎ　ｔｏ　Ｍａｎグループとは、Ｍａｎ　ｔｏ　Ｍａｎホールディングス及びその子会社・関連会社により構成される企業集団をいいます。

（２） 事業の経過及びその成果

当連結会計年度においては、Ｍａｎ　ｔｏ　Ｍａｎグループ各社の経営活動を支援・監督する持株会社としての機能に専念し、事業活動の安定運営に努めました。

収益面においては、Ｍａｎ　ｔｏ　Ｍａｎグループ各社から配当金収入（総額約 3 億円、前期比 1.5 億円増。）を計上し、財務基盤の維持・強化を図りました。今後も、Ｍａｎ　ｔｏ　Ｍａｎグループ全体の企業価値向上に資する経営管理体制の強化に取り組んでまいります。

その結果、連結業績は以下のとおり推移しました。

売上高	61 百万円
営業利益又は営業損失（△）	△82 百万円
経常利益	231 百万円
当期純利益	257 百万円

また、当会計年度末における財政状態の概要は以下のとおりになります。

資産総額	2,524 百万円
負債総額	2,241 百万円
純資産額	283 百万円

（３）対処すべき課題

①　市場環境の変動リスク

主力事業である労働者派遣事業において、派遣社員数が前々期比で減少しており、今後の

収益基盤維持に向けた人材確保及び定着施策の強化が課題となっております。また、国内における労働力人口の減少により、派遣労働市場の縮小リスクが存在しています。

これらの課題に対応するため、Ｍａｎ　ｔｏ　Ｍａｎグループは人材採用力・定着率向上施策の推進とともに、法令遵守体制の更なる強化に努めてまいります。

②　サプライチェーンの不安定化リスク

Ｍａｎ　ｔｏ　Ｍａｎグループは、自動車関連産業向けの人材サービスに強みを有しておりますが、取引先業界の業績に連動した人材需要の変動リスクを抱えています。特に、一部取引先においては、近年の市況悪化等を背景に業務量減少の傾向が見られており、今後も景況悪化が継続した場合、Ｍａｎ　ｔｏ　Ｍａｎグループの収益に影響を及ぼす可能性があります。

③　人材確保・育成の課題

労働力人口の減少を背景に、Ｍａｎ　ｔｏ　Ｍａｎグループにおいても人材の確保及び定着が一層困難になっております。また、企業ニーズの高度化に伴い、就業者のスキル向上・人材育成の必要性が高まっており、これらに対応するための教育体制の強化が今後の重要な課題となっております。

④　グループガバナンス体制強化の必要性

Ｍａｎ　ｔｏ　Ｍａｎグループにおいては、各事業会社の経営活動に対するモニタリング・支援機能を強化する必要性が高まっております。特に、Ｍａｎ　ｔｏ　Ｍａｎグループ全体の内部統制体制及びコンプライアンス遵守体制の強化を通じて、リスクの早期発見・抑止を図ることが重要な課題となっております。

（４）設備投資についての状況

当会計年度において、特筆すべき設備投資、重要な設備の除却又は売却はありません。

（５）資金調達についての状況

当会計年度において、新たな資金調達はありません。

（６）直前三事業年度の財産及び損益の状況

	第 30 期 2021 年 6 月期	第 31 期 2022 年 6 月期	第 32 期 2023 年 6 月期	第 33 期 2024 年 6 月期 （当事業年度）
売上高	179 百万円	179 百万円	53 百万円	61 百万円
経常利益	259 百万円	79 百万円	16 百万円	231 百万円

当期純利益 又は当期純損失 （△）	194 百万円	78 百万円	27 百万円	257 百万円
１株当たり当期純利益 又は当期純損失 （△）	97,390.73 円	39,124.87 円	13,710.33 円	128,801.48 円
総資産	2,451 百万円	2,428 百万円	2,577 百万円	2,525 百万円
純資産	△79 百万円	△２百万円	26 百万円	283 百万円
１株当たり純資産	△39,933.56 円	△808.69 円	12,901.64 円	141,703.12 円

（注）「１株当たり当期純利益」については、企業会計基準第２号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」に従って算定しております。

（７）重要な親会社及び子会社の状況

①　重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率（%）	主要な事業内容
Ｍａｎ　ｔｏ　Ｍａｎ株式会社	50 百万円	100.00	有料職業紹介事業、労働者派遣事業、再就職支援事業、生産・物流業務のアウトソーシング事業、コンサルティング事業
Ｍａｎ　ｔｏ　Ｍａｎ　Ａｓｓｉｓｔ株式会社	75 百万円	100.00	生産受託業務、物流受託業務
Ｍａｎ　ｔｏ　Ｍａｎ　Ａｎｉｍｏ株式会社	30 百万円	100.00	障害者の雇用促進、活躍の場の創出を前提とした事業 Web・Web システム開発事業、行政受託事業、RPA 事業／RPA 教育事業、障害者雇用支援事業、居住支援事業
Ｍａｎ　ｔｏ　Ｍａｎ　Ｐａｓｓｏ株式会社	30 百万円	100.00	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、就労移行支援事業、就労定着支援事業、児童福祉

			法に位置付けられた障害のある就学児への自立支援事業、障害者の就職に向けたトレーニング、ＩＴ技術者の育成のための教育

（８）主要な営業所

当社の主要な営業所は以下のとおりです。

拠点名称	住所
Ｍａｎ　ｔｏ　Ｍａｎホールディングス株式会社　本社	愛知県名古屋市中区新栄一丁目７番７号

（９）使用人の状況（2024 年 6 月 30 日現在）

当会計年度末日時点における当社の使用人の状況は以下のとおりです。

区分	従業員数	前会計年度末比	平均年齢
正社員	2	―	48 歳
嘱託社員	1	―	67 歳
役員	6	―	―
合計	9	―	―

（10）主要な借入先及び借入額

当会計年度末日時点における主要な借入先及び借入額は以下のとおりです。

①　長期借入金の状況

借入先名称	期末現在高（円）	期中の支払利子額（円）	担保の内容
りそな銀行／名古屋支店	79,501,000		
十六銀行／名古屋支店	138,534,000		
三菱 UFJ 銀行／名古屋営業部	371,992,059		
百五銀行／中村支店	178,651,000		
商工組合中央金庫／熱田支店	218,938,000		
名古屋銀行／港支店	46,431,000		
中京銀行／本店営業部	390,160,000		

大垣共立銀行／名古屋支店	103,123,000		
北陸銀行／金山橋支店	41,278,000		
愛知銀行／金山支店	118,893,000		
長期借入金合計	1,687,501,059		

② その他借入金の状況

借入先名称	期末現在高（円）	期中の支払利子額（円）	担保の内容
りそな銀行／名古屋支店	4,572,000		一年以内返済分
十六銀行／名古屋支店	7,932,000		同上
三菱 UFJ 銀行／名古屋営業部	21,408,000		同上
百五銀行／中村支店	10,224,000		同上
商工組合中央金庫／熱田支店	12,540,000		同上
名古屋銀行／港支店	2,664,000		同上
中京銀行／本店営業部	21,588,000		同上
大垣共立銀行／名古屋支店	5,904,000		同上
北陸銀行／金山橋支店	2,364,000		同上
愛知銀行／金山支店	6,804,000		同上
		36,901,006	
その他借入金合計	96,000,000	36,901,006	

２．特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
Ｍａｎ　ｔｏ Ｍａｎ株式会社	愛知県名古屋市中区新栄一丁目７番７号	633,993,400 円	2,524,447,674 円

以上

監 査 報 告 書

2023年7月1日から2024年6月30日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類の監査結果

計算書類は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年8月26日

Man to Manホールディングス株式会社

監査役　坂本晃

別紙 3　株式交換完全親会社の最終事業年度に係る計算書類等

（添付のとおり）

事　業　報　告

（2023年４月１日から
2024年3月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

当社は、2023年10月２日に単独株式移転により日総工産株式会社の完全親会社として設立されましたが、連結の範囲に実質的な変更はないため、前連結会計年度と比較を行っている項目については、日総工産株式会社の2023年３月期連結会計年度（2022年４月１日から2023年３月31日まで）と、また、前連結会計年度末と比較を行っている項目については、日総工産株式会社の2023年３月期連結会計年度末（2023年３月31日）と比較しております。

また、当連結会計年度（2023年４月１日から2024年３月31日まで）の連結計算書類は、単独株式移転により完全子会社となった日総工産株式会社の連結計算書類を引き継いで作成しております。

なお、従来、決算期が２月末日であった当社の連結子会社である株式会社ベクトル伸和については、決算日を３月31日に変更しております。これにより、当連結会計年度の連結業績は当該連結子会社の2023年３月１日から2024年３月31日の決算を取り込んだものとなっております。

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、正常化に戻りつつある中、諸外国の景気が底堅く推移したことに加え、急激な円安の影響もあり物価上昇が加速しました。一方、世界的な金融引締めによる影響、中国経済の先行き懸念や中東地域をめぐる情勢などが、先行きの不透明感を増幅するリスクとなり、引き続き金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

このような経営環境の中、当社グループは「働く機会と希望を創出する」というミッションに基づき、企業と人の成長を支援する人材ソリューションサービスで、働く人が働きがいを持ち、成長していける職場を作り上げていくとともに、社会変化や産業構造変化に対応できるサービスの提供を目指し、「高い成長力のある企業グループに変革する」ための取り組みを推進しております。

当社グループは、ミッションの実現に向けたマテリアリティ（重要課題）を「働きやすい職場づくり」、「社会変化や産業変化への対応」、「ガバナンスの強化」と定義しております。デジタル化の推進と人材投資を積極的に行い、従業員満足と顧客満足の最大化、高付加価値サービスの提供、管理体制や内部統制の強化に取り組むことで、社会価値を創造し、企業価値の向上を目指しております。

当連結会計年度の経営成績は、売上高96,858百万円（前期比6.6％増）、営業利益3,058百万円（前期比34.8％増）、経常利益3,056百万円（前期比30.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,952百万円（前期比20.3％増）となりました。

売上高においては、グループの中核サービスである製造系人材サービスの在籍人数の伸張に伴

い、前期比で増収となりました。また、利益面においては、事業の拡大や事業基盤の強化に向けた従業員の増強による人件費の増加などがあったものの、売上高の増加で吸収した結果、営業利益は前期比で増益となりました。

当連結会計年度における各種取組みは、次のとおりであります。

（総合人材サービス）

当連結会計年度における総合人材サービスの売上高は93,813百万円（前期比6.8％増）となり、売上総利益は15,682百万円（前期比10.1％増）となりました。

製造生産系人材サービス

製造生産系人材サービスは、主に製造派遣、製造請負に区分されます。

当連結会計年度における当サービスの売上高は76,862百万円（前期比5.2％増）となりました。

当連結会計年度においては、顧客の旺盛な人材ニーズに応えることで、当サービスの期末在籍者数は14,793名（前期比207名増）となりました。また、働きやすい職場づくりに向けて、職場環境の改善に取り組んだことから、１か月あたりの離職率は3.9％（前年と同水準）と低位で推移しております。更に、製造スタッフの請求単価の上昇により１人当たりの売上高が433千円（前期比2.5％増）となりました。

エンジニア系人材サービス

エンジニア系人材サービスは、製造領域及びＩＴ関連のエンジニア派遣、ＳＥＳ（System Engineering Service）に区分されます。

当連結会計年度における当サービスの売上高は9,080百万円（前期比5.3％増）となりました。

当連結会計年度においては、期中にかけてセミコンダクターインダストリー（半導体製造業界）の顧客における生産活動は低調だったものの、期末にかけて回復基調となり、当サービスの期末在籍者数は1,544名（前年同期比27名増）となりました。また、教育訓練施設を活用した独自の「人材育成モデル」を推し進めた効果もあり、１か月あたりの離職率は2.0％（前年2.1％）と低位で推移しております。一方、１人当たりの月平均売上高は505千円（前期比13千円減）となりました。

事務系人材サービス

事務系人材サービスは、一般事務派遣、ＢＰＯ（Business Process Outsourcing）に区分されます。

当連結会計年度における当サービスの売上高は2,162百万円（前期比4.9％減）となりました。

当連結会計年度においては、広報・集客活動を中心に採用活動を進めておりましたが、雇用市場の人員獲得競争激化による登録者数の伸び悩みもあり、事務系派遣の在籍人数は562名（前年同期比43名減）となりました。

その他の人材サービス

その他の人材サービスは、高年齢者社員の人材派遣、障がい者による軽作業請負などに区分されます。

当連結会計年度における当サービスの売上高は5,708百万円（前期比49.6％増）となりました。なお、当サービスにおける売上高については、2023年３月期の第２四半期連結会計期間より、株式会社ニコン日総プライムを連結子会社化しているため、増加率が大幅に向上しております。

高年齢者が活躍できる職場モデルの構築に向けて、高年齢者社員の活躍を支援し、継続して働くことができる雇用機会の開拓と確保、仕組みの構築に取り組んでおります。当連結会計年度におけるプライム社員（高年齢者社員）数は697名となりました。

また、障がい者社員が活躍できる職場モデルの構築に向けて、単に自社で障がい者社員を雇用するのではなく、一般の企業から軽作業の受託を行うなど、一人ひとりの特性を活かした自立型の活躍を推進しながら、学校関係者や支援機関そして行政をはじめとした地域社会との共生を目指しております。当連結会計年度における障がい者社員数は227名となりました。

（介護・福祉サービス）

介護・福祉サービスは、施設介護、在宅介護に区分されます。

当連結会計年度における当サービスの売上高は3,045百万円（前期比0.9％増）となり、売上総利益は332百万円（前期比7.9％増）となりました。

当連結会計年度においては、当サービスの中核である施設介護において、地域に根ざした心ある介護を通して社会に貢献することを目指し、集客活動を行った結果、介護施設の入居者数は381名（前年同期380名）となりました。また、介護スタッフの育成を行いながら、サービス品質の向上を目指すことで、施設における入居率は94.8％（前年同期94.5％）と引き続き高水準で推移しました。

（当社グループの成長に向けた取り組みの進捗）

当社グループは、産業界が必要としている人材をお客様との連携を通じて育成し、付加価値の高いサービスを提供することでお客様のニーズに応えながら、従業員に対しては、育成と連動するキャリアアップの機会を拡充し、異業種間連携や資本業務提携、そしてＭ＆Ａなどのパートナーシップの構築を通じて、従業員の希望に合わせたキャリアチェンジの機会を拡大させ、従業員満足度を高めてまいります。

インダストリー戦略

当社グループにおいては、総合人材サービスにおける事業の拡大に向けて、個々のお客様のニーズに応えるだけではなく、技術革新や環境問題などを背景に加速度的に産業構造が変化していくなか、産業（インダストリー）ごとのニーズに積極的かつスピーディに応えていく「インダストリー戦略」を推し進めてまいりました。

当連結会計年度のインダストリー戦略領域の売上高は62,683百万円（前期比5.2％増）となり、連結売上高の64.7％を占めております。

オートモーティブインダストリー（自動車製造及びＥＶ関連製造業界）においては、部品不足が解消し、生産活動の回復が見られたことから、人材ニーズは堅調に推移しました。他方、認証不正問題にかかわる生産停止の影響もあり、当連結会計年度におけるオートモーティブインダストリーの売上高は40,485百万円（前期比14.7％増）となりました。

セミコンダクターインダストリー（半導体製造業界）においては、期中の低調な生産活動の影響を受けて、在籍人数が減少したことから、当連結会計年度におけるセミコンダクターインダストリーの売上高は12,377百万円（前期比12.5％減）となりました。

同様に、エレクトロニクスインダストリー（電子機器製造業界）の生産活動も低調であり、製造スタッフの稼働時間の回復には至らず、当連結会計年度におけるエレクトロニクスインダストリーの売上高は9,819百万円（前期比3.2％減）となりました。

人材育成戦略

当社グループは、独自の「人材育成モデル」を構築・推進しております。具体的には、半導体製造装置などの実機を実装した教育研修施設を開設し、お客様のニーズに沿って開発した教育プログラムを用いて育成することで、職場配属後の習熟が早く定着の良い人材の輩出に取り組んでおります。こうした高度なOff-JTを用いたサービス提供は、お客様から高い評価をいただいております。

当連結会計年度における総合人材サービスの教育実施者数は延べ19,468名となり、うち、エンジニア人材への教育については、1,370名となりました。また、介護・福祉サービスの教育実施者数は延べ1,571名となりました。

当連結会計年度においては、2023年４月に日総テクニカルセンター熊本を開設し、九州半導体人材育成等コンソーシアムに参画するなど、今後訪れる半導体関連産業の拡大に「人」の側面から貢献するため、エンジニア人材の育成を推進しております。

また、教育訓練については、研修施設を中心に外部への展開も行っており、当連結会計年度における外部社員研修（受託）の延べ実施人数は187名となりました。引き続き、クライアントのニーズを把握し、これまでに培った教育コンテンツをカスタマイズしながら、お客様の課題解決に向けた事業推進体制を継続してまいります。

介護・福祉サービスにおいては、新たに採用された介護スタッフへの教育、施設介護におけるより良いサービス品質の向上に向けた教育が重要であると認識しております。これらのサービス品質を担保するために、OJTのみならず定期的なOff-JTが実施できる体制を構築しております。

サステナビリティへの取組み

当社グループは、「働く機会と希望を創出する」というミッションの達成に向けて、グループの原動力である「人」への投資を通じて社会や環境への貢献を図ることが重要であると認識しております。

サステナビリティに関する活動を推進するにあたり、2021年10月に策定した「サステナビリティ方針」に基づき、持続的な事業の成長を目指すと共に、人権と労働、環境、安全衛生、倫理の方針を定め、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

当社グループの事業の持続的な成長を目指す上では、「人材育成」と「ダイバーシティ」が最も重要であると定義しております。事業の価値向上の観点において、当社グループは、あらゆる分野であらゆる可能性に挑戦する人材を育成することで、高度人材の比率を向上させていきます。また、全ての従業員が夢とやりがいを持てる職場づくりを目指し、多様な人材が活躍できる場を構築してまいります。リスクマネジメントの観点では、人権尊重、環境・気候変

動、安全と健康、コンプライアンス、地域環境保全における活動も重要であると認識しており、各種リスクの低減と社会への貢献を目指した取り組みを進めております。

なお、当社グループのサステナビリティに関する活動の詳細については、「サステナビリティ報告書2023」をご参照ください。

和文：https://www.nisso-hd.com/sustainability/

英文：https://www.nisso-hd.com/en/sustainability/

財務戦略

当社は、自社の資本コスト（株主資本コストおよび加重平均資本コスト（ＷＡＣＣ））を注視し、重要な経営指標を自己資本利益率（ＲＯＥ）と投下資本利益率（ＲＯＩＣ）とした上で、稼ぐ力の追求と資本効率性の向上に取り組みます。また安定的にＲＯＩＣが資本コスト（加重平均資本コスト（ＷＡＣＣ））を上回る構造を実現する事で企業価値の向上に努めてまいります。なお、当連結会計年度においては、ＲＯＩＣが資本コスト（加重平均資本コスト（ＷＡＣＣ））を上回りました。

② **設備投資の状況**

当社グループでは、当連結会計年度において有形固定資産のほか、ソフトウェア等の無形固定資産を含んだ総額710百万円の設備投資を実施いたしました。

主な設備投資は次のとおりであります。

従業員寮	290百万円
本社設備	157百万円
研修施設	129百万円
サイト構築	40百万円
営業所等	35百万円
社内教材	27百万円
システム改修	24百万円

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

③ **資金調達の状況**

該当事項はありません。

④ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

⑥ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

⑦ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

当社の完全子会社である日総工産株式会社が当社に現物配当を行うことにより、2023年11月20日に日総ニフティ株式会社は当社直接保有の完全子会社となりました。

当社の完全子会社である日総工産株式会社が、2023年12月18日開催の取締役会において、株式会社アイズの株主からその自己株式を除く発行済株式全てを取得し、子会社化することを決議し、2024年１月31日に日総工産株式会社は株式会社アイズの株式を取得し、同社を当社の連結子会社としました。

⑵　財産及び損益の状況の推移

①　企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	日総工産株式会社			第１期 (当連結会計年度) (2024年３月期)
	第41期 (2021年３月期)	第42期 (2022年３月期)	第43期 (2023年３月期)	
売上高(百万円)	68,213	77,549	90,827	96,858
経常利益(百万円)	2,949	2,369	2,349	3,056
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,592	1,696	1,622	1,952
１株当たり当期純利益　(円)	47.08	49.94	47.71	57.85
総資産(百万円)	21,631	27,462	30,092	31,354
純資産(百万円)	12,763	13,559	14,807	15,333
１株当たり純資産　(円)	375.90	399.01	435.20	467.99

(注)　１．当社は設立第１期であるため、参考として、第41期から第43期までの日総工産株式会社の連結会計年度における数値を記載しております。
２．日総工産株式会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第42期の期首から適用しており、第42期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

②　当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第１期 (当事業年度) (2024年３月期)
営業収益(百万円)	1,238
経常利益(百万円)	718
当期純利益(百万円)	791
１株当たり当期純利益　(円)	23.47
総資産(百万円)	16,077
純資産(百万円)	13,755
１株当たり純資産　(円)	419.83

⑶　重要な親会社及び子会社等の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社等の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社が有する子会社等の議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
日総工産株式会社	100百万円	100.0%	製造系人材サービス（製造派遣、製造請負、職業紹介等）
日総ニフティ株式会社	450百万円	100.0%	介護福祉事業
日総ブレイン株式会社	50百万円	100.0% (100.0%)	一般事務派遣・ＢＰＯ
日総ぴゅあ株式会社	40百万円	100.0% (100.0%)	障がい者雇用促進を目的とした日総工産株式会社の特例子会社
株式会社ベクトル伸和	78百万円	100.0% (100.0%)	総合人材サービス
株式会社アイズ	20百万円	100.0% (100.0%)	アウトソーシング事業・ビジネスソリューション事業・エンジニアリング事業・ファクトリーオートメーション事業
株式会社ニコン日総プライム	50百万円	51.0% (51.0%)	総合人材サービス アウトソーシング事業 高年齢者の活躍機会創出及び働き続けられる仕組みの構築に関する企画・研究開発・運営・サポート

（注）１．当社が有する子会社等の議決権比率の（　）内の数値は、間接保有による議決権比率であります。
２．単独株式移転の方法により、2023年10月２日に、日総工産株式会社は当社の完全子会社となりました。
３．日総工産株式会社は2023年11月16日を効力発生日として減資を行い、資本金が減少しております。
４．日総工産株式会社が当社に現物配当を行うことにより、2023年11月20日に日総ニフティ株式会社は当社直接保有の完全子会社となりました。
５．ＢＰＯ（Business Process Outsourcing）とは、企業運営上の業務やビジネスプロセスを、専門企業に外部委託することを指します。
６．2024年１月31日に、日総工産株式会社は株式会社アイズの自己株式を除く発行済株式全てを取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。
７．当事業年度の末日における特定完全子会社は次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	日総工産株式会社
特定完全子会社の住所	神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目４番１号
当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	3,507百万円
当社の総資産額	16,077百万円

⑷　対処すべき課題

当社グループの注力業界であるオートモーティブインダストリー（自動車製造及びＥＶ関連製造業界）においては、一部メーカーにおける生産・出荷停止などの影響は徐々に解消し、生産活動は2024年度下期に向けて繁忙に向かっていくものと想定しております。また、セミコンダクターインダストリー（半導体製造業界）においては、一層のデジタル需要増が見込まれており、半導体製造装置やメモリなどのメーカーにおける生産活動は、2024年度下期には繁忙になるものと想定しております。エレクトロニクスインダストリー（電子機器製造業界）においては、半導体製造業界との連動性が高く、同様に生産活動が回復していくことを想定しております。

介護・福祉サービスにおいては、超高齢社会を背景に介護サービスの需要が高まっておりますが、経済活動の回復に伴い、介護現場における人材不足が際立っております。この結果、介護職員の不足や定着の低下によるサービスの品質低下が懸念されます。

このような経営環境の中、当社グループの企業価値と企業の存在意義を継続的、持続的に高めていくためには、主に以下に示す課題があることを認識しております。

（総合人材サービス）

採用力の強化と人材確保

経済活動の正常化に伴う人材ニーズの高まりにより、当社グループにおいても就業者の確保が課題であると認識しております。

当社グループは、人材確保という課題に対し、テレビＣＭやＳＮＳ活用といったプロモーションへの投資を強化し、自社採用サイトをはじめとしたＷｅｂ媒体などを有効活用した採用活動を行っております。また、高付加価値人材の採用に向けて、当社グループ内での人材流動化と他社とのアライアンスを推進する「採用コンソーシアム」の拡大も図ってまいります。

人材育成への取り組み

主要顧客である製造業界では、求められる人材に対し、より高度な技能や技術が求められるようになってきており、就業者のスキルアップが重要な課題であると認識しています。

当社グループは、就業者が製造業務からエンジニアなどの高度な業務に就くことを積極的に支援しており、リスキリングによるキャリアチェンジの推進、デジタル技術を用いた教育、全国にある教育研修施設を積極活用した教育体制の構築と教育プログラムの高度化を図ることで個々のスキルアップを推進してまいります。

サービスメニューの多角化

連結売上高において、総合人材サービスは約９割を占めております。当該サービスはお客様との継続的な取引関係をベースとしており、「安定性」と「依存度」の２つの側面を持ち合わせている事業であることから、顧客の生産動向に当社グループの業績が大きく左右されることが課題であると認識しております。

当社グループは、エンジニア系人材サービスの拡大のみならず、ＨＲテックやＡＩ関連サービ

スといった当社グループの事業と親和性の高い領域へ進出し、M＆Aや新たなパートナーシップの構築などをつうじて価値共創に取り組むことで、中核である総合人材サービスの事業拡大を図ってまいります。

収益性の向上

当社グループが持続的に利益成長を続けていく上では、経営管理機能や事業運営基盤の強化に係るコストの増大が課題であると認識しております。

当社グループは、採用活動の効率化、ＤＸの推進、キャリアパスの明確化、教育・研修体制の整備、現場管理機能の強化などに取り組むことで、生産性の向上に努めてまいります。

（介護・福祉サービス）

サービス品質の向上

お客様にさらに満足いただける介護・福祉サービスを提供するために、介護就業者の安定的な確保と定着率向上が課題であると認識しております。

当社グループは、介護就業者への階層別教育や採用者への導入教育を実施し、より働きやすい職場環境づくりを推進することで、職員の定着向上を図り、質の高いサービスの提供を目指してまいります。

収益性の向上

施設介護において、入居者数の減少による施設稼働率の低下は、介護・福祉サービスの業績に大きく影響を及ぼすことが課題であると認識しております。

当社グループは、ＷｅｂやＳＮＳの積極的な活用や内覧会を通じて、入居を検討されるご家族様との接触機会を増やしております。お客様一人ひとりのニーズを把握した介護サービスを提供し、お客様に選ばれる事業者となることで、安定的に高い施設稼働率の実現を図ってまいります。また、採用活動の強化、ＤＸの推進、キャリアパスの明確化、教育・研修体制の整備、現場管理機能の強化などに取り組むことで、生産性の向上に努めてまいります。

⑸　**主要な事業内容**（2024年３月31日現在）

当社は、2023年10月２日に単独株式移転により日総工産株式会社の完全親会社である持株会社として設立され、グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行っております。

また、当社グループは、連結子会社７社及び持分法適用関連会社２社で構成されております。創業理念である「人を育て 人を活かす」に則り、ミッションを「働く機会と希望を創出する」とし、企業と人の成長を支援する人材ソリューションサービスで、働く人がやりがいを持ち、成長していける職場を作り上げていくとともに、社会変化や産業構造変化に対応できるサービスの提供を目指し、「高い成長力のある企業グループに変革する」ための取り組みを推進しております。

当社グループが提供するサービスについては、「総合人材サービス」と「介護・福祉サービス」の２つに大きく区分されます。

（総合人材サービス）

製造生産系人材サービス

製造生産系人材サービスは、主に製造派遣、製造請負に区分されます。

製造派遣は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に従い事業を行っており、自動車製造、半導体製造、電子機器製造をはじめとしたメーカーに対し派遣サービスを提供しております。

製造請負は、自動車製造、半導体製造、電子機器製造をはじめとしたメーカーに対しサービスを提供しております。製造請負では、請負会社（グループ各社）が、自ら指揮命令を行い、自社による生産、品質管理や労務管理及び職場運営体制を構築しなければならないことが特徴であり、発注者（メーカー）からの注文に対し、自社管理体制のもとで製造や加工、検査等を行い、完成品（成果）を納品しております。

エンジニア系人材サービス

エンジニア系人材サービスは、製造領域及びＩＴ関連のエンジニア派遣、ＳＥＳに区分されます。

ＳＥＳとは、「System Engineering Service」の略称で、IT業界における業務委託契約の一つであります。

事務系人材サービス

事務系人材サービスは、一般事務派遣、ＢＰＯ（Business Process Outsourcing）に区分されます。

一般事務派遣は、労働者派遣法に従い事業を行っており、主としてオフィス事務や受付業務などへの派遣サービス提供を行っております。

また、企業運営上の業務やビジネスプロセスを、専門企業に外部委託するＢＰＯを一部受託しております。

その他の人材サービス

その他の人材サービスは、高年齢者社員の人材派遣、障がい者による軽作業請負などに区分されます。

（介護・福祉サービス）

介護・福祉サービスは、施設介護、在宅介護に区分されます。

施設介護は、神奈川県横浜市にて、有料老人ホームを運営し、入居者に対する介護サービスの提供を行っております。

在宅介護は、介護ステーション（神奈川県横浜市、福島県いわき市）、通所介護施設（福島県いわき市）にて介護サービスの提供を行っております。

⑹ 主要な営業所等（2024年３月31日現在）

① 当社

本　　社	神奈川県横浜市港北区

② 子会社等

会社名	本店所在地
日総工産株式会社	神奈川県横浜市港北区
日総ニフティ株式会社	神奈川県横浜市港北区
日総ブレイン株式会社	神奈川県横浜市鶴見区
日総ぴゅあ株式会社	神奈川県横浜市港北区
株式会社ベクトル伸和	愛知県知立市
株式会社アイズ	東京都中央区
株式会社ニコン日総プライム	神奈川県横浜市港北区

⑺ 使用人の状況（2024年３月31日現在）

① 企業集団の状況

	従業員数（人）
総合人材サービス	2,055　(226)
介護・福祉サービス	251　(73)
全社（共通）	30　(－)
合計	2,336　(299)

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近１年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

２．全社（共通）は、当社の従業員数を記載しております。

② 当社の状況

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
30（ － ）	49.1	19.4

（注） 1．従業員数は就業人員であり、子会社である日総工産株式会社の出向者を含んでおります。また、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近１年間の平均人員を（　）外数で記載しております。
2．平均勤続年数は、当社グループにおける勤続年数を通算しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2024年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	719百万円
株式会社横浜銀行	710百万円
株式会社みずほ銀行	296百万円
株式会社あおぞら銀行	300百万円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（2024年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　102,400,000株

② 発行済株式の総数　34,024,720株（うち自己株式1,260,745株）

③ 株主数　6,584名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
ＮＳホールディングス株式会社	13,917,400株	42.48%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,335,700株	7.13%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,918,000株	5.85%
清水唯雄	1,019,600株	3.11%
清水智華子	974,000株	2.97%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS−MARGIN（CASHPB）	487,700株	1.49%
ＮＩＳＳＯホールディングス従業員持株会	437,200株	1.33%
岩重正一	433,800株	1.32%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	383,500株	1.17%
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	305,850株	0.93%

（注）１．当社は、自己株式を1,260,745株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式（1,260,745株）を控除して計算しております。
３．2023年10月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、スパークス・アセット・マネジメント株式会社が2023年10月13日現在で、以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏　名　又　は　名　称	保有株券等の数	株券等保有割合
スパークス･アセット･マネジメント株式会社	1,808,500株	5.32%
合計	1,808,500株	5.32%

⑤　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、当社定款附則第３条第４項において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬として発行又は処分する普通株式を年間80,000株以内とすることを定めております。これを受け、2023年11月７日開催の臨時取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年11月30日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）３名に対し自己株式27,679株の処分を行っております。

⑥　その他株式に関する重要な事項

【自己株式の取得】

当社は、2023年11月７日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

ア．取得対象株式の種類　　当社普通株式
イ．取得した株式の総数　　1,300,000株
ウ．取得価額　　1,062,335,800円
エ．取得期間　　2023年11月８日～2024年３月22日

【従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入】

当社は、2023年12月18日開催の取締役会において、企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブとして、当社グループ従業員（以下「対象従業員」といいます。）向けの株式インセンティブ制度の導入を決定いたしました。

本制度では、対象従業員に対して、本制度への同意を条件とし、当社グループ会社から譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」といいます。）が支給され、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会が、対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、対象従業員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

⑵　新株予約権等の状況

①　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

②　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

⑶　会社役員の状況

①　取締役の状況（2024年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員兼ＣＥＯ	清水竜一	日総工産株式会社　代表取締役社長執行役員 清水興産株式会社　取締役 株式会社ＣＷホールディングス　代表取締役 ＮＳホールディングス株式会社　取締役 一般社団法人日本BPO協会　会長 一般社団法人人材サービス産業協議会　副理事長
取締役専務執行役員兼ＣＯＯ	藤野賢治	日総工産株式会社　取締役専務執行役員 株式会社ベクトル伸和　取締役 株式会社LeafNxT　取締役
取締役常務執行役員兼ＣＦＯ	早川直規	日総工産株式会社　取締役常務執行役員 日総ぴゅあ株式会社　監査役
取締役	福井順一	株式会社クレスコ　社外取締役
取締役（常勤監査等委員）	石田章	日総ニフティ株式会社　監査役 日総ブレイン株式会社　監査役
取締役（監査等委員）	大野美樹	法律事務所クレイン　弁護士
取締役（監査等委員）	坂野英雄	坂野公認会計士事務所　所長 有限責任大有監査法人　代表社員
取締役（監査等委員）	浜田幸輝	日総工産株式会社　監査役

（注）１．取締役福井順一氏並びに取締役（監査等委員）石田章氏、同大野美樹氏、同坂野英雄氏及び同浜田幸輝氏は、社外取締役であります。
２．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために石田章氏を常勤の監査等委員として選定しております。
３．当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．取締役（監査等委員）石田章氏、同坂野英雄氏及び同浜田幸輝氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・取締役（監査等委員）石田章氏及び同浜田幸輝氏は、金融機関における豊富な経験と幅広い知見を有しております。
・取締役（監査等委員）坂野英雄氏は、公認会計士の資格を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く。）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社等の取締役（監査等委員を含む）、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、保険料は全額会社（当社）が負担しております。

当該保険契約により、被保険者が株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により塡補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は塡補されないなど、一定の免責事項があります。

⑤ 取締役の報酬等

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年10月２日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際して、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりであります。

ａ．基本方針

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、短期業績の達成及び中期経営計画の実現により、持続的な企業価値の向上を図るためのインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とする。また、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

取締役の報酬水準は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業等をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、当社の経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮し、決定する。

ｂ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、取締役の役割・責務等を勘案して決定し、毎月一定額を支給する。

なお、社外取締役及び監査等委員である取締役に対する報酬は、経営の監督機能を担う立場を考慮し、基本報酬のみとする。

c．業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、短期業績の達成責任を明確にし、中期経営計画の達成及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、連結営業利益の目標達成率に応じて算出される額を毎年一定の時期に支給する。

非金銭報酬は、株主との価値共有及び取締役の株価への意識付け、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとするため、譲渡制限期間（払込期日から30年間）を設定した譲渡制限付株式を付与することとし、役位等を総合的に勘案して決定した付与株式数を、定時株主総会終結後の一定の時期に付与する。なお、当該譲渡制限付株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分ができないよう、譲渡制限期間中は証券会社に開設する専用口座で管理するものとする。

d．基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬のウエイトが高まる構成とする。

e．取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき、代表取締役にその具体的内容の決定を委任しております。また、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び業績連動報酬の額としております。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問の上、上記の委任を受けた代表取締役は、その答申を踏まえ、個人別報酬の内容を決定しなければならないこととしております。

非金銭報酬は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決定することとしております。

□　当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員数	報酬等の額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 （1名）	73 (3)	54 (3)	9 (-)	9 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （4名）	18 (18)	18 (18)	- (-)	- (-)
合　　計 （うち社外役員）	8名 （5名）	91 (21)	72 (21)	9 (-)	9 (-)

（注）1．当社の設立日である2023年10月2日から2024年3月31日までの支給実績であります。

2．取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．業績連動報酬にかかる指標につきましては、3か年連結売上高成長率、連結営業利益の期初目標比及び中期経営計画目標比とし、個人業績指標は個別に設定しております。当該指標を選択した理由は短期業績の達成責任を明確にし、中期経営計画の達成及び企業価値向上への貢献意欲を高めるためであります。業績連動報酬の額は、「イ　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載するところに従って算定され、その算定に用いた業績指標の実績は、3か年連結売上高成長率12.4％、連結営業利益30億92百万円の達成率86％であります。

4．非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は、「イ　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。また当事業年度における交付状況は「２．(1) ⑤　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5．当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、当社定款附則第３条第２項において基本報酬を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、短期インセンティブ報酬としての単年度における全社連結業績（連結営業利益）の目標達成度に連動する業績連動報酬を年額300百万円以内（社外取締役への支給はしない。）と定めております。また、上記年額報酬とは別枠で、当社定款附則第３条第４項において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、中長期インセンティブ報酬として譲渡制限付株式報酬を年額50百万円以内と定めております。当該定款制定時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、４名（うち、社外取締役は１名）です。なお、当社定款については、2023年６月28日開催の日総工産株式会社第43回定時株主総会において承認を得ております。
6．当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬限度額は、当社定款附則第３条第３項において総額60百万円以内と定めております。当該定款制定時点の監査等委員である取締役の員数は、４名です。なお、当社定款については、2023年６月28日開催の日総工産株式会社第43回定時株主総会において承認を得ております。
7．取締役会は、代表取締役社長執行役員兼ＣＥＯ清水竜一に対し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の業績連動報酬の配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
8．当事業年度において、社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等はありません。

⑥　社外役員に関する事項

イ　他の法人等の兼務の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役福井順一氏は、株式会社クレスコ社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
・取締役（監査等委員）石田章氏は、日総ニフティ株式会社監査役、日総ブレイン株式会社監査役であります。兼職先の日総ニフティ株式会社は当社の子会社、日総ブレイン株式会社は当社の孫会社であります。
・取締役（監査等委員）大野美樹氏は、法律事務所クレイン弁護士であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
・取締役（監査等委員）坂野英雄氏は、坂野公認会計士事務所所長、有限責任大有監査法人代表社員であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
・取締役（監査等委員）浜田幸輝氏は、日総工産株式会社監査役であります。兼職先は当社の子会社であります。

ロ　会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ　当事業年度中における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　福　井　　順　一	当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。他事業会社における企業経営に関する見識と経験から、主に企業経営に関する提言等を行っております。 また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 (監査等委員)　石　田　　章	当事業年度に開催された取締役会10回のうち９回に、また、監査等委員会８回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、他社の経営者としての豊富な経験から適宜発言を行っております。 また、指名報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会５回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定過程において、公正な意見・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)　大　野　　美　樹	当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会８回の全てに出席いたしました。 弁護士としての豊富な経験と専門的知識を有しており、取締役会及び監査等委員会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会５回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定過程において、公正な意見・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)　坂　野　　英　雄	当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会８回の全てに出席いたしました。公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的な知識から、出席した取締役会及び監査等委員会において、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)　浜　田　　幸　輝	当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会８回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、他社の経営者としての豊富な経験から適宜発言を行っております。

(注)　1．当社の設立日である2023年10月２日から2024年３月31日までの活動状況であります。
　　2．上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

⑷　会計監査人の状況

①　名称　　ＥＹ新日本有限責任監査法人

②　報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③　非監査業務の内容
該当事項はありません。

④　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に開催される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤　責任限定契約の内容の概要
当社と会計監査人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑥　会計監査人が現に受けている業務停止処分
該当事項はありません。

⑦　会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分
該当事項はありません。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制

当社では、当社及び子会社（以下「当社グループ」という）が業務の適正を確保できるよう、その体制の整備について、取締役会において以下のとおり決議しています。

1．当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、コンプライアンスはもとより高い倫理観を持って健全で誠実な事業活動を行うため、「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針として「日総グループ社員行動規範」を定めるとともに、取締役は率先してこれを実践し、社内イントラシステムに掲載するなどして使用人への周知徹底を図っている。

②当社は、法令や企業倫理、社内規程等の、当社グループ全体での遵守徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を定め、社長を委員長とした「企業価値向上委員会」を設置し、健全で誠実な事業活動を推進する。

③取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会に報告するものとする。

④当社グループは、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことを具体的な行動指針に定め、取締役及び使用人に周知徹底して、これらの勢力との関係を排除する。

⑤当社は、会社財産の保全並びに経営効率の向上を図るため、「内部監査規程」を定め、独立性を持った内部監査部門を設置し、当社グループの業務全般に対し、法令等の遵守や業務執行の状況等について監査する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①当社は、取締役会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書について、「文書管理規程」を定め、管理責任を明確にしたうえ、適正に保存・管理する。また、必要に応じ、閲覧できる体制を維持する。

②当社は、機密に係る情報について、「情報管理規程」を定め、セキュリティの確保を図る。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、事業目的に影響を与えるリスク（以下「リスク」という）について、「リスク管理規程」を定めるとともに、リスクに適切に対応できる体制の整備を図るため、当社グループ各社が参加する「企業価値向上委員会」（以下「委員会」という）を設置する。委員会は、会議体規程に則って開催し、その他必要に応じて随時開催するものとする。

②委員会は、「リスク管理規程」に基づいて、具体的なリスクの特定・分析・評価を行い、その対応方針を定める。また、リスク管理状況を監視し、緊急対応の必要がある場合は、緊急の委員会を開催して必要な対応を行う。

③委員会は、リスクに関する事項を定期的に取締役会に報告する。

④当社グループの各部門長は、担当部門領域におけるリスク管理の責任を負い、リスクに関し報告が必要な緊急事態が発生した場合は、速やかに委員会事務局へ報告しなければならない。また、担当部門領域において明確にされた重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に盛り込む等、適切な管理を行わなければならない。

⑤当社グループの各部門長は、複数の部門等に関わるリスク及び顕在化のおそれがある重大なリスクについては、関連する部門等で情報を共有したうえで、対応体制を明確にし、適切に対処

しなければならない。
⑥当社グループは、事業目的に影響を与えるリスク等が顕在化した場合に、これに迅速、的確に対応するため、あらかじめその対応体制や手順等を規程等に定め、危機発生時の報告体制や迅速かつ適切な対応が可能な仕組みの構築、維持及び向上を図る。
⑦当社グループは、事業継続計画を策定し、災害発生後の事業継続を迅速に進められる体制の整備に努める。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
①当社グループは、「取締役会規程」を定め、取締役会の運営や付議事項等を明確にする。
②取締役会は、取締役及び使用人の業務遂行の円滑かつ効率的な運営を図るため、「組織・業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、各部門の分掌事項、各職位の基本的役割と職務及び権限等を定める。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
①当社は、コンプライアンスはもとより高い倫理観を持って健全で誠実な事業活動を行うため、「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針として「日総グループ社員行動規範」を定めるとともに、取締役は率先してこれを実践し、社内イントラシステムに掲載するなどして使用人への周知徹底を図っている。
②当社は、法令や企業倫理、社内規程等の、当社グループ全体での遵守徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を定め、社長を委員長とした「企業価値向上委員会」を設置し、健全で誠実な事業活動を推進する。
③当社グループは、「公益通報者保護規程」を設け、当社グループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
④当社グループは、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことを具体的な行動指針に定め、取締役及び使用人に周知徹底して、これらの勢力との関係を排除する。
⑤当社は、会社財産の保全並びに経営効率の向上を図るため、「内部監査規程」を定め、独立性を持った内部監査部門を設置し、当社グループの業務全般に対し、法令等の遵守や業務執行の状況等について監査する。

6．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
①当社は、当社グループの公正な事業活動を推進するため、当社グループ共通の「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針として「日総グループ社員行動規範」を定め、当社グループ各社は、取締役及び使用人に周知徹底を図るものとする。
②当社は、当社グループの経営強化を図るため、「関係会社管理規程」を定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社への報告を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行う。
③当社の内部監査部門は、当社グループ各社に対し、定期的に、また、必要に応じて監査を実施する。また、内部監査部門は、監査等委員会及び会計監査人と連携し、監査を通じて、当社グループの業務の適正の確保に努める。

7．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、直ちに選任を行う。

8．前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
①当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人に、監査等委員の指揮命令の下で職務を執行させるものとする。
②当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人の人事に関する事項の決定について、監査等委員会と事前に協議しなければならない。

9．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
①当社は、「取締役会」、「企業価値向上委員会」、その他の重要な会議への出席を監査等委員に要請する。
②当社の代表取締役及び内部監査部門は、監査等委員会と連携を保ち、定期的に情報交換を行う。
③当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会から重要な情報の報告を求められた場合、これに応じなければならない。
④当社は、監査等委員会への報告に関し、当該報告者が、その報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する。

10．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
①監査等委員は、「取締役会」、「企業価値向上委員会」、その他の重要な会議に出席することができる。
②当社は、監査等委員会の求めに応じ、会議議事録等の重要文書を閲覧できる体制を整備する。
③当社は、監査等委員が職務を遂行するために要する費用について監査等委員会に確認の上、予算を策定し、また、監査等委員が職務等を執行するにあたり生ずる費用の前払い又は償還の体制を整備する。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1．コンプライアンス体制
①健全で誠実な事業活動を行う企業としての根幹となる考え方を示す「日総グループ企業行動憲章」及び具体的な行動指針となる「日総グループ社員行動規範」を定めており、当憲章及び当規範を記したポケットリーフレット「日総みちしるべ」を、当社及び子会社等の役員・従業員に配布して法令遵守や倫理的な行動の周知徹底を図っております。
②企業経営の根幹となるべきコンプライアンスを共有し意識を徹底するために「倫理方針」を掲げ、当社及び子会社等の役員及び従業員は、法規倫理遵守、不適切な利益の排除、情報の開示と透明性、知的財産の保護、公正・透明・自由な競争と取引、身元の保護と報復の排除を周知徹底し、コンプライアンス経営をより一層進めております。
③「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスに関する教育体制を整え、役員・従業員に対し、定期教育を実施しました。
④当社及び子会社等では、法令違反等を早期に発見するため、「公益通報者保護規程」を定め、外部窓口として「日総グループ内部通報窓口」を設置し、通報者への不利益な取り扱いを禁止するとともに、通報があった場合の調査、是正措置及び再発防止措置を講じる体制を整え、運用しております。

2．リスク管理体制

①「リスク管理規程」を整備し、取締役（監査等委員を含む）、執行役員、子会社等の代表者及び内部監査室長が参加する「企業価値向上委員会」を、当事業年度は２回開催しました。また、リスクマップを整備し、事業に影響を与えるリスクの特定・分析・評価を行って、リスクに適切に対応するための体制を整え、運用しております。

②「リスク管理規程」に基づき、リスクに関する教育体制を整え、役員・従業員に対し、定期教育を実施いたしました。

③「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、内部監査室が当社及び子会社等の内部監査を実施し、内部監査報告書を通じて、各社の社長に報告がなされております。

3．当社グループ経営管理体制

①「取締役会規程」において、当社及び子会社等の経営に関する重要事項については、当社取締役会で決議を行うことを定めており、本規程に基づいた決議が適正に行われております。

②毎月１回、「グループ会議」を開催し、業績その他経営に関する重要事項の報告、討議を行っており、当社グループの経営強化を図っております。当事業年度は６回開催いたしました。

4．取締役の職務執行について

社外取締役５名を含む８名で構成された取締役会を当事業年度は定例で６回、臨時で４回開催いたしました。計10回（ほか書面決議１回）の取締役会において、事業の報告及び経営上の重要事項の承認等を行いました。

5．監査等委員会の職務執行について

①監査等委員会は監査等委員４名（うち社外取締役４名）で構成し、監査が実効的に行われることを確保するための体制を整え、運用しております。

②監査等委員が「取締役会」、「グループ会議」、「企業価値向上委員会」に出席し、必要のある時は意見を述べることで、取締役の職務執行の状況を監査しております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、意見交換を行っております。さらに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

③当事業年度において、監査等委員会は８回開催いたしました。

4．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と企業価値の向上を経営の重要課題と位置付けており、成長投資のための資金の確保、並びに事業環境の変化に対応できる企業体質の強化とのバランスを考慮しつつ、連結配当性向30％以上を目安に、株主の皆さまへ安定した利益還元を継続することを基本方針としております。

なお、当社は期末配当を原則として考えておりますが、株主への利益還元の充実を図るため、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。中間配当については業績動向等を勘案しながら機動的に行うことを可能とするため、取締役会を決定機関としております。

連結貸借対照表

(2024年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**21,899**	**流動負債**	**13,360**
現金及び預金	9,641	１年内返済予定の長期借入金	512
受取手形及び売掛金	11,238	未払費用	6,553
前払費用	736	未払法人税等	795
その他	288	未払消費税等	1,860
貸倒引当金	△5	契約負債	212
固定資産	**9,455**	賞与引当金	1,479
有形固定資産	**5,072**	株主優待引当金	121
建物及び構築物	1,857	その他	1,823
土地	2,771	**固定負債**	**2,660**
その他	442	長期借入金	1,550
無形固定資産	**1,611**	繰延税金負債	136
のれん	1,033	退職給付に係る負債	713
その他	577	その他	260
投資その他の資産	**2,771**	**負債合計**	**16,021**
投資有価証券	561	(純資産の部)	
敷金及び保証金	678	**株主資本**	**14,939**
繰延税金資産	930	資本金	2,016
退職給付に係る資産	270	資本剰余金	2,367
その他	349	利益剰余金	11,587
貸倒引当金	△18	自己株式	△1,031
		その他の包括利益累計額	**118**
		退職給付に係る調整累計額	118
		非支配株主持分	**275**
		純資産合計	**15,333**
資産合計	**31,354**	**負債純資産合計**	**31,354**

連結損益計算書

(2023年４月１日から
2024年３月31日まで)

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**96,858**
売上原価		**80,843**
売上総利益		**16,014**
販売費及び一般管理費		**12,956**
営業利益		**3,058**
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	0	
助成金収入	69	
受取家賃	39	
違約金収入	23	
その他	32	168
営業外費用		
支払利息	11	
持分法による投資損失	98	
賃貸費用	20	
その他	39	169
経常利益		**3,056**
税金等調整前当期純利益		**3,056**
法人税、住民税及び事業税	1,252	
法人税等調整額	△183	1,068
当期純利益		**1,988**
非支配株主に帰属する当期純利益		**35**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,952**

連結株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,016	2,367	10,460	△281	14,563
当期変動額					
剰余金の配当			△544		△544
親会社株主に帰属する当期純利益			1,952		1,952
自己株式の取得				△1,062	△1,062
自己株式の処分		△0		30	30
自己株式の消却		△281		281	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		281	△281		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	△0	1,126	△750	375
当期末残高	2,016	2,367	11,587	△1,031	14,939

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	0	3	4	239	14,807
当期変動額					
剰余金の配当					△544
親会社株主に帰属する当期純利益					1,952
自己株式の取得					△1,062
自己株式の処分					30
自己株式の消却					-
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	114	113	35	149
当期変動額合計	△0	114	113	35	525
当期末残高	-	118	118	275	15,333

貸借対照表

(2024年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**11,380**	**流動負債**	**793**
現金及び預金	5,527	1年内返済予定の長期借入金	490
売掛金	213	未払金	41
短期貸付金	5,610	未払法人税等	87
その他	29	未払消費税等	43
固定資産	**4,697**	株主優待引当金	113
有形固定資産	**0**	その他	17
工具器具備品	0	**固定負債**	**1,528**
無形固定資産	**15**	長期借入金	1,528
ソフトウェア	15	**負債合計**	**2,321**
投資その他の資産	**4,681**	(純資産の部)	
投資有価証券	450	**株主資本**	**13,755**
関係会社株式	3,640	**資本金**	**2,016**
長期貸付金	488	**資本剰余金**	**11,978**
繰延税金資産	12	資本準備金	2,367
その他	89	その他資本剰余金	9,610
資産合計	**16,077**	**利益剰余金**	**791**
		その他利益剰余金	791
		繰越利益剰余金	791
		自己株式	**△1,031**
		純資産合計	**13,755**
		負債純資産合計	**16,077**

損益計算書

(2023年10月 2 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
経営管理収入	561	
配当収入	676	**1,238**
一般管理費		**521**
営業利益		**716**
営業外収益		
受取利息	12	12
営業外費用		
支払利息	2	
自己株式取得費用	6	
コミットメントフィー	1	10
経常利益		**718**
特別利益		
関係会社株式売却益	130	130
税引前当期純利益		**848**
法人税、住民税及び事業税	69	
法人税等調整額	△12	57
当期純利益		**791**

株主資本等変動計算書

(2023年10月 2 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額									
株式移転による増加	2,016	2,367	9,611	11,978				13,995	13,995
当期純利益					791	791		791	791
自己株式の取得							△1,062	△1,062	△1,062
自己株式の処分			△0	△0			30	30	30
当期変動額合計	2,016	2,367	9,610	11,978	791	791	△1,031	13,755	13,755
当期末残高	2,016	2,367	9,610	11,978	791	791	△1,031	13,755	13,755

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月22日

ＮＩＳＳＯホールディングス株式会社
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　上　秀　之

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田　島　一　郎

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、ＮＩＳＳＯホールディングス株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＮＩＳＳＯホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月22日

ＮＩＳＳＯホールディングス株式会社
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　上　秀　之

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田　島　一　郎

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、ＮＩＳＳＯホールディングス株式会社の２０２３年１０月２日から２０２４年３月３１日までの第１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年10月２日から2024年3月31日までの第１期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

なお、当社は2023年10月２日に株式移転により日総工産株式会社の完全親会社として設立されたことから、当社の連結計算書類は日総工産株式会社の連結計算書類を引き継いで作成しておりますので、2023年４月１日から2023年10月１日までの日総工産株式会社グループの事業内容、連結計算書類も監査の対象といたしました。

また、日総工産株式会社は2023年６月28日開催の第43回定時株主総会におきまして、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しておりますので、2023年４月１日から2023年６月27日までの状況につきましては日総工産株式会社の旧監査役会による監査の方法及び結果を、2023年6月28日から2023年10月１日までの状況につきましては日総工産株式会社の旧監査等委員会による監査の方法及び結果を、それぞれ引き継いだうえで、本監査報告を作成いたしましたことを付記いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．後発事業

重要な後発事象に関する注記に記載されている通り、2024年5月17日開催の取締役会において、株式会社ツナグループ・ホールディングスの株式取得に係る事項を決議しております。

2024年５月22日

NISSOホールディングス株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役）	石田　章	㊞
監査等委員（社外取締役）	大野　美樹	㊞
監査等委員（社外取締役）	坂野　英雄	㊞
監査等委員（社外取締役）	浜田　幸輝	㊞

（注）常勤監査等委員石田章氏、監査等委員大野美樹氏、坂野英雄氏、浜田幸輝氏は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上